

2026年6月17日

各位

会社名 アセットマネジメントOne株式会社  
(管理会社コード：13694)  
代表者名 取締役社長 杉原 規之  
問合せ先 商品開発部 積木 利浩  
(TEL. 03-6774-5100)

## 投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、投資信託約款の変更に関し、本日、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 対象投資信託

	銘柄名	銘柄コード
①	One ETF 高配当日本株	1494
②	One ETF FTSE・サウジアラビア・インデックス	295A

### 2. 変更の内容および理由

- ①連動対象指数を「S&P/JPX 配当貴族指数」から「S&P/JPX 配当貴族指数（トータルリターン）」に変更します。
- ②連動対象指数を「FTSE Saudi Arabia Index (円換算ベース)」から「FTSE Saudi Arabia (S) Index (円換算ベース、配当込み)」に変更します。

当社では、①②のファンドの連動対象指数を「配当を除く指数」から「配当を含む指数」に変更することにより、ファンドのパフォーマンスを正確に比較分析、開示することが可能となり、プロダクトガバナンス強化やフィデューシャリー・デューティの向上に資すると判断したため、約款に所要の変更を行うものです。

あわせて、②のファンドが投資対象とするサウジアラビアの証券取引所では日曜日から木曜日にかけて取引が行われますが、従来の指数で計算に反映されなかった日曜日の株価情報に対応する新指数が公表されたことから、より実態に適した指数に変更を行うものです。

※投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙1をご参照ください。

### 3. 日程

金融庁届出日 : 2026年7月7日

約款変更日 : 2026年7月9日

### 4. 書面決議の手続き等

当該投資信託約款の変更は、当該投資信託の商品としての基本的性格を変更させるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律第17条第1項に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」に該当しないため、書面による決議は行いません。

以上

## 投資信託約款の新旧対照表

## 追加型証券投資信託 One ETF 高配当日本株

(新)	(旧)
<p>&lt;信託の目的および金額&gt;</p> <p>第3条 (略)</p> <p>②前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の要件のすべてを満たす有価証券をいいます。</p> <p>1. 原則として<u>S&amp;P/JPX 配当貴族指数 (トータルリターン)</u> (以下「対象指数」といいます。) に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式であること</p> <p>2. (以下略)</p>	<p>&lt;信託の目的および金額&gt;</p> <p>第3条 (略)</p> <p>②前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の要件のすべてを満たす有価証券をいいます。</p> <p>1. 原則として<u>S&amp;P/JPX 配当貴族指数</u> (以下「対象指数」といいます。) に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式であること</p> <p>2. (以下略)</p>

## 追加型証券投資信託 One ETF FTSE・サウジアラビア・インデックス

(新)	(旧)
<p>&lt;運用の基本方針&gt;</p> <p>第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号に掲げる運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を<u>FTSE Saudi Arabia (S) Index (円換算ベース、配当込み)</u> (以下「対象指数」といいます。) の変動率に一致させることを目的として、<u>対象指数</u>に採用されている銘柄 (採用予定の銘柄を含みます。) の株式に対する投資として運用を行います。</p> <p>3. 信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、<u>対象指数</u>における個別銘柄の株数の比率を維持することを原則とします。なお、<u>対象指数</u>から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。</p>	<p>&lt;運用の基本方針&gt;</p> <p>第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号に掲げる運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を<u>FTSE Saudi Arabia Index (円換算ベース)</u> の変動率に一致させることを目的として、<u>FTSE Saudi Arabia Index</u>に採用されている銘柄 (採用予定の銘柄を含みます。) の株式に対する投資として運用を行います。</p> <p>3. 信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、<u>FTSE Saudi Arabia Index (円換算ベース)</u> における個別銘柄の株数の比率を維持することを原則とします。なお、<u>FTSE Saudi Arabia Index</u>から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却で</p>

(新)	(旧)
4. (以下略)	きない場合があります。 4. (以下略)
<p>&lt;信託事務の諸費用および監査費用&gt; 第44条 (略)</p> <p>②受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料等（以下「商標使用料等」といいます。）ならびに当該上場にかかる費用および当該商標使用料等にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができるものとします。</p> <p>③ (略)</p>	<p>&lt;信託事務の諸費用および監査費用&gt; 第44条 (略)</p> <p>②受益権の上場にかかる費用およびFTSE Saudi Arabia Indexの商標（これに類する商標を含みます。）の使用料等（以下「商標使用料等」といいます。）ならびに当該上場にかかる費用および当該商標使用料等にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができるものとします。</p> <p>③ (略)</p>
<p>&lt;信託契約の解約&gt; 第53条 (略)</p> <p>②委託者は、信託期間中において次の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合</p> <p>2. 対象指数が廃止された場合</p> <p>3. 対象指数の計算方法の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第58条第2項に規定する書面決議により否決された場合</p> <p>なお、第1号に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。</p> <p>③ (以下略)</p>	<p>&lt;信託契約の解約&gt; 第53条 (略)</p> <p>②委託者は、信託期間中において次の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合</p> <p>2. FTSE Saudi Arabia Indexが廃止された場合</p> <p>3. FTSE Saudi Arabia Indexの計算方法の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第58条第2項に規定する書面決議により否決された場合</p> <p>なお、第1号に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。</p> <p>③ (以下略)</p>